



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始





るた見てじ通を爭戰濟經際國
るす害阻を達發の業產國我
條ヶ九弊時

士博學工
郎一嘉泉今



國際經濟戰爭を通じて見たる我國

産業の發達を阻害する時弊九ヶ條

工學博士 今泉嘉一郎

大正
14. 8. 29
寄贈

寄贈本

國際經濟戰爭を通じて見たる我國
産業の發達を阻害する時弊九ヶ條

緒言

- | | | |
|----|---|-----|
| 第一 | 産業界自身が組織の改善に適當の努力を費さざること | 一 |
| 第二 | 一般人心が産業の使命に充分の理解を持たざること | 七 |
| 第三 | 姑息なる物價調節論 | 十五 |
| 第四 | 陳腐なる自由貿易説 | 二十 |
| 第五 | 産業經營上の苦痛、主として其環境の缺陷に在ることが、
理解せられざること | 二十五 |
| 第六 | 關稅政策の幼稚なること | 三一 |
| 第七 | 不當廉賣防止の緩慢なること | 三五 |
| 第八 | 國產獎勵の不徹底なること | 三六 |
| 第九 | 輸入調節の不便なること | 三七 |
| 結論 | | 三八 |

國際經濟戰爭を通じて見たる我國
產業の發達を阻害する時弊九ヶ條

工學博士 今 泉 嘉 一 郎

緒
言

誰も知るが如く、我國は「面積小にして人口多し」と云へる地理學上の一事實に依て
天に生産を勉めざれば消費に伴ふ能はざる處あり」と云ふ立場に在るものである。顧
みれば過去五十年間に於ける、我國生産の進歩は、世界史上多く其比を見ざる所であ
つたには相違ないが、而も此間に於ける急速なる文化の開發と、軍備の充實とは又急
速に消費を増加し、一面通商の發達に依る國際產業競争の壓迫は、我産業の進むに從
ひ益々熾烈となりたる結果、我が生産は常に消費に對して均衡を保つことを能はず、而
して其不均衡は年と共に顯著なるに至つた。此大勢は最も明かに外國貿易の上に
表はれ、維新以來今日迄五十七年中、三十七年は輸入超過を示し、其入超の金額も亦年

を逐ふて増加するの傾向を呈した、即ち一昨年の五億餘圓より、昨年の六億四千萬圓となつて入超の最大記録を作り、今年も亦、六月迄に既に五億二千萬圓に達した、此の如くして今や我國の輸入超過は、國庫經常歲入十二億圓の半額に比すべく、租稅總額七億圓と大差なきものとなつたのである、斯る状態を一言以て評すれば「我々日本國民は、自國の租稅を負擔するの外、更に同額の消費稅を外國に納付せざれば、生存するを得ず」と云ふが如きものにして、言語同斷の次第である。

私は「此頗勢を挽回するの途は、一に産業の活躍に俟つの外なし」とする、識者の議論に満腔の贊意を表するものである、唯だ然らば如何にして、産業を活躍せしむべきや、の問題は、私は「産業を導くは猶水を導くが如く、之を進むるは其進路の障害を除去するに如くものなし」との信條に基いて、大體は解決し得べしと思ふ、然るに私は、過去三十年來、官民製鐵事業の經營に與り、聊か其發達を努めつゝありたる間に於ける、自個の經驗と、此間六回に亘る歐米事業界の實地視察とにより、年と共に其感を深ふする所のものは「我國の製鐵事業は、早く既に國家需用の大部分を生産し得べかりしに關はらず、今日に至るも、尙需用に追達するを得ず、依然として外國鐵材が輸入の大宗たるを傍観するの、悲しむべき状態に沈滯するは、其原因主として、我國民一般の幼稚なる産業觀念と、歴代政府の不用意なる産業政策とが、偶々製鐵事業の如き大企業に直面して、其當然の結果を招來したるに過ぎず」と云ふことである、而して是等人の故、障は、他の多くの産業に對しても亦、共通的に其發達を阻害する原因なりと信するが故に、其内最も重要なものを指摘し、時弊九ヶ條として、茲に賢明なる諸君に訴へ、排除し得べきものは速に是を排除し、容易に排除し得ざるものに付ては、其害の警戒と制限とに努め、以て此産業立國の事業に資せられんことを希望するのである、附け加へて云ふ、時弊とは現代に現存する人爲の故障である、若し夫れ天與の缺陷も亦、我國工業の發達上是が對策を講すべきであるが、先づ我等國民が自個の責任と稱すべき、人爲の故障を排除することが、當然の急務であつて、之を爲すこによつて初めて、天與缺陷の排除、所謂人知に依る自然の征服が最も有效に行はるべきである。

人智に依る自然の征服は、何れの國何れの時代に於ても、常に努力すべきものであつて、今改めて言ふまでも無い、蓋し、今日に於て天與の缺陷なりとして悲觀せられつゝある事項が、他日に及んでは遂に容易に排除せられ、若くは却て天惠を增加するに至ることは、科學史上常に見る所であつて、吾人が科學の研究及其の應用を重視する所以、實に茲に存するのである、唯夫れ我國產業が、今日の激甚なる國際競

争場裡に於て、其對手たる歐米の優勢國に比し、幾多不利なる人爲的障害を課せられ、弱者が強者に對して反対に「ハンチキヤツブ」を持たねばならぬ如きは、如何にも矛盾の状態であつて、此狀態より開放せられざる以上、我國産業は、彼等優勢國間に於て見る如き、公平なる國際競争線に置かれたものではない。故に私は我國産業のため先づ公平なる立場を要望するのである、而して其之を得たる上に於て、所謂國際經濟戰爭の勝敗如何は、主として自然征服の巧拙に據て定まるべきであるが、我國の地勢、面積、風土の關係から見て、私は何等の失望を感じるものではない、抑も天與の缺陷が、原料、其他の關係に於て、幾多の不便を生ずることは勿論であるが、如何に人間の努力に依て是を緩和し得べきやは、各國今日の現狀に見ても明かである、我國に於て産業を論ずるものに、土地狹小の結果としての、原料自給の困難を過大視して、前途を悲觀するものあるは、屢々見ることあるが、私は實際問題として、左迄悲觀すべき點あるを認めることは出來ない、今試みに是を我國の二大企業たる製鐵、紡績の二事業に付て見ても、製鐵の原料鐵礦は、我國今日の鐵鋼材全需用を自給する場合を假定してさへ、今日迄に發見せられたる内地及附屬地の鐵山より、少くとも半額を供給し得るのである、（河村曉氏調査に依る）、加之、我國の地勢上、

近隣諸國よりの輸入に依て、低廉なる鐵礦を何程でも使用し得ることは、歐米諸製鐵國に比して、寧ろ有利なる立場に在る、夫れにも拘はらず今日の如く、既に設備しある工場さへ休止して、生産を中絶し、我國鐵鋼材全需用の過半を、外國の輸入に放任するの外なきは、決して原料の關係からではない、事業當事者も、爲政者も、共に須く其爲すべき所をなさず、或は寧ろ反対の經營、矛盾の政策を行ひつゝある結果である、彼の「白耳義」は、自國に鐵礦を產出せず、其全部を輸入して製鐵業を營む國であるに拘はらず、戰前の實蹟に見れば、年間百四十萬噸に達する、自國鐵鋼材の全需用を、容易に自給するのみならず、略同數量に達する殘餘の鐵鋼材を、輸出に供し、輸入したる原料總價格の三倍に相當する收入を納めて居る、又我國の紡績事業は、年々六億圓に達する原料綿花の輸入をなし、本年の如きは、上半期のみに於て既に六億圓を超過するに至り、常に輸入總價格の四割にも相當する、金額を計上することは、一見聊か、原料缺乏國の悲哀を感じざるを得ないが、他の一面に於て、綿製品として輸出せらるる金額は、輸入綿花總額の六、七割位には當つておる、故に今後の努力如何に依つては、輸出製品の價格を以て、優に輸入原料の價格を償ひ、同時に我國の綿絲需用を自給し得て、茲に加工に活くる工業國の本能を發揮し得ることも、決して

困難の事ではないと思ふ、現に英國は綿花を輸入して紡績業を營むこと、我國と同様であるが、其綿製品は、自國の需用を自給し、尚殘餘の輸出せらるゝ價格が、輸入綿花總價格の二倍四分に相當するとの事である（松方幸次郎氏著「進取乎將又退嬰乎」に依る）、次に又農業に於ても、重要食糧たる米の不足することは、如何にも一個の脅威であるが、明治十二年乃至十六年の五ヶ年平均米產は、一反步に付七斗三升の增收を來したものが、大正十一年に一石九斗三升となり、一反步に付七斗三升の增收を來したのは、農業の進歩として見るべきであつて、今後一段の努力に依て、今日不足を訴へつゝある年間の四五百萬石を、生み出す如きは、容易の事であらう、單に肥料の効力から考へて見ても、此不足額一反步當り、一斗五升に過ぎざる增收の如きは、殆んど問題でない、又我國農產物に對する害蟲被害、年間三億圓に達すと稱せらるゝも、科學の力に依て之を輕減すること、亦敢て難事とは思はない、此の如く觀じ来れば、遠き未來の事は兎も角、我國が、國民一致の努力に依て緩和すること能はざる程、產業上重大なる天與の缺陷を有するものなりとは、何んとしても考ふることは出來ないものである。

第一 産業界自身が、組織の改善に適當の努力を費さること

産業の組織が、其能率の消長に最も重大なる關係を有する事は、軍隊の組織が、其戰鬪力に及ぼす影響を以て想像することが出来る、國際競争の激甚なる今日の場合、大に組織の改善に努めて、能率を向上し、廉價生產を講ずることが、自個生存上の必要事であり、而も是をなすことは、必ずしも多く他の援助に據らず、産業界自身の方を以て任意になし得べき問題である、思ふに我國の産業は、其個々に就て見るも、外國に比して、一般に産業要素が、不完全であるから、資本や労力を費した割合に、生產が舉らない、單に是丈でも、外國の様に廉價に出來ない一つの原因たる可きである、而して甲の製品は乙の原料に使用さるゝ如く、産業は互に相關聯するものであるから、甲事業の不廉なる生産は、獨り甲自身の苦痛とする許りでなく、乙事業の廉價生產をも妨ぐることは當然である、故に組織の改善は、成る可く廣く一般に實行さるゝことが、必要であるに拘らず、我國に於ては、一般は勿論、製鐵、造船、機械化學、汽船等の如き重要産業に於てさへ、今以て何等見るべき改善を計つて居らぬ、寧ろ依然たる幼稚の舊組織を繼續して、徒らに苦境に呻吟するのみ、是即ち我國産業の發達を阻害する、産業界自身の缺

陥る申すべきである。

八

私が茲に組織と云ふのは、企業個々の自體組織(所謂工場組織)と、企業相互間の提携組織(所謂企業組織)とに分つことが出来る。

凡そ生産事業の成立には、少くとも七個の缺く可かざる要素がある、即ち資金、設備、技術、經營、労力、原料、販路が夫れである、然し何れの場合でも、一個獨立の企業にして、是等要素の總てを、量に於ても、質に於ても、完全に具備することは殆んど無いことである、夫れは已むを得ないとしても、其狀態の下に於て、出來得る限り充分の能率を上げることが、工業組織の目的である。

近來専門的に、能率増進のため、工場組織を研究する人が段々出て來たことは、喜ぶべきことである、科學の應用、作業の單純化、製品の標準化、勞働の分業化、勞銀支拂法の改良、不良製品防止法、傳票及帳簿の整理法、原料、製品及半製品の整理法、職工の適性考査、從業員の人的能率増進、機械其他各設備の能力調和、原料節約及副產物の利用施設等は何れも工場能率増進法の研究すべき問題である、是等の研究に基いて、總ての部分に亘り、適當の施設と、其作業方法とを撰定することとなれば、必ずや有效なる工場組織が出來得べきであつて、假令、企業が現に占有して居る要素に、大

なる變化を加へずとも、尙且其能率を増進すること、蓋し尠からざるものがあろう、要するに工場組織は一個の企業が、他に交渉なく行ひ得べき方法である。

若し個々の企業が自己單獨の力に依る以上更に能率増進を爲さんとすれば、他の適當なる企業と提携して、互に其要素の缺陷を補充し、衆力を集中することに依り、一段の活躍をなすべきである、此提携の條件が即ち企業組織となる(拙著「獨逸戰後の新產業組織利害協約」に就て)及び拙著「產業殊に工業の組織に就て」(參照)殊に今日の如く、殆んど總ての産業が、國內的競争の範圍を超越して、國際的競争に直面することとなつた以上は、單に工業組織の改善に依て、個々の能率を向上するだけでは、到底間に合はない、何としても企業組織に依て、團體として、完全の競争力を達成するの途に出でなければならぬ。

企業組織は、産業の進歩に伴れて發達するもので、先進國の壓迫に屈服する外なき様な、産業幼稚の時代、又は其幼稚の國に於ては、此組織も亦幼稚である、之れに反して、國際競争に於て、優勝の地位を占めんとせば、嫌やでも此方法に依るの外はない、現代にて最もよく發達したのは獨逸で、是に次ぐは米國である、提携力の淺きより深きに及ぼす區別に於て、私は茲に企業組織を協定、聯合、同盟、合同の四種に別け

る。

其一、協定—(販賣價格協定、製產制限協定、販賣區域協定、販賣制限協定、販賣條件協定、作業聯絡協定等)

其二、聯合—(組合「カルテル」、「シンジゲート」購買組合、販賣組合、金融組合、設備組合、製品標準組合等)

其三、同盟—(利害協約)

其四、合同—(トラスト)、「コルボレーション」、「企業合同等」

其一の協定は所謂紳士契約的のもので、實行上確實性を缺く許りでなく、多くの場合に於て、専ら競争防止、即ち販路と云ふ一要素の安定を目的とする如き、單純なる企業組織である。我國では今日でも尙此程度のものが、稀に計畫される位である、而も夫れさへも容易に永續されないのである。

元來、企業間の競争を自由に放任することは、大企業の行はるゝ今日の場合、容易に無謀激烈なる販路の争奪となり、遂には産業の混亂と破壊とを招來することとなるから、此が防止は企業組織の最も重要な目的であるが、協定では實行力が薄い、又販路の安定位のことのみでは、能力増進の上から見て、效果が完全でない。

其二の聯合に至つては、我國の産業組合、獨逸の「カルテル」又は「シンジゲート」の如く、法律上に認められた團體的結合であつて、實行上の確實性は、前者に比して遙かに大なるものである、而し、是亦企業要素の部分的結合に過ぎないから、獨逸の石炭「シンジゲート」又は鋼鐵「カルテル」の様な、非常に工業を裨益した場合もあるが、兎も角完全なる能力増進を達成する組織ではない。

其三の同盟、所謂「利害、協約」獨逸の「インテレツセンゲマインシヤフト」は、民法上の契約規定に依て、一片の合意契約に過ぎないが、多くの場合、五十年百年の長期に亘る有效期間を約束するもので、而も其目的は、企業の果實たる利益の分配を主眼とするものであるから、企業要素の聯絡共通が廣く且つ圓滑に行はれ、従つて協約條件の範圍最も廣きものに至つては、企業間の提携力強大なること、次に述べる合同の場合と大差なきものである、加之合同と異り、獨立體面を維持しつゝ提携するものであるから、提携企業個々の經營が、依然として親切周到に行はるゝため、能力増進は、總括的には反つて合同に優る場合もある、抑も利益協約なるものは、横列提携でも、縦列提携でも、差支ないが、多くの場合縦列提携が行はれる、提携參加者は二個以上何個にても行ひ得ること、又其目的も、利益の共通丈けは何れの場合でも必須條

件であるが、其以外は必要に應じ、資本の共通、購買販賣の共同、技術、設備、作業の共通、又は其分業的按配運搬の共同等、適宜に提携の目的條件とすることが出来るものであるため、他の何れの組織よりも、活用の範圍が廣い、斯う云う風に、多方面の必要に應じ、適宜に條件を定め得る提携組織であるに依り、企業要素中、例之ば原料や資本に不足を感じする者は、是等に豊富なる他の企業と提携することに依て、一段と其活動力を高め、小企業なるがため、購買、其他に不便を感じする者は、相提携することに因て、大企業と同様の便宜を得、販路を同ふする同業者は、之に依て、其競争を絶滅し、設備・上・經營上・孤獨の位置に在る異業者は、之に依て、相互補充的の聯絡企業を作り、技術・又は・労力に缺陷を感じする者は、之に依て、他より助成を受くることとなる等、何れの場合に於ても、生産の費用を節約し、能率を向進することとなる、要するに、多年に亘る利益を、密接に結合したる攻守同盟であつて、提携者は各自獨立に其業を經營することに於て、一見何等の變りはないが、内外の支障に對しては、共同の抵抗力と突進力を發揮するのである。故に夫れは事業界の支障多端なる場合に於て、最も適當なる企業組織であるから、我國現下の状態に鑑みても、大に研究すべきものである。曾つて「フーゴースチングス」は、戦後慘憺たる悲境に陥つた、獨逸の産業界に

向つて「金もなく、原料も持たないものは、縦列に相提携して、分業的に働くことにより、金と原料とを省約せよ」と云つたが、此理由が彼國の戦後に於ける、利害協約大流行の原因を語つて居る、要するに、戦後獨逸の工業が、短時日の間に顯著なる復興の色を呈するに至つたのも、主として此新組織を採用したる結果なりと認められて居る。終りに、

其四の合同であるが、之には、表面別會社の如く見ゆるも、資本聯絡の強大なるため、一個の中央勢力に依て、殆んど同一體の如く結合せられた米國の「トラスト」、「コルボレーシヨン」の如きものと、名實共に同一體に溶合する「企業合同」とがある。此種の組織は、一旦成立した以上、殆んど完全に同一體となるのであるから、跡から面倒が起らなくて良いが、參加企業當事者の、個人的心理や、合同條件等が問題となつて、成立する迄の困難が、利害協約よりも多い場合がある。又成立後に於ては、合同された企業が、皆其獨立を失つて、一中央部の命令によつてのみ、働くことになるがため、從來に比して、個々の經營が親切周到を缺く虞れがあるのである。然し善く行けば能率増進上、最も理想的の活動をなし得るものである。

是を要するに、我法律に依つて保護しつゝある産業組合、又は工業組合の如きも

のは、一地方に集合しつゝある農業、又は小工業の團體的提携をなさしむるには可いとしても、比較的國際競争に直面する、稍規模の大なる企業に對しては、之では間に合はない、獨逸式の「カルテル」組合は、大企業にも應用出来るが、夫に、には市場需用の大半を供給すべき、能力ある組合でなければならぬから、外國品にばかり壓倒されて居る我國の市場には、折角之を組織しても、充分の效力を發揮することは出來得ない、結局我國今日の産業界のやうな、内外の支障多端なるものに對しては、出來得る限り、利害協約、若くは企業合同を推奨する外なきを感じるのである。

軍隊が、個々の素質と共に、團隊の組織を重んずると同様、産業も亦、工場組織と共に企業組織を尊ぶものである、然かも個々は團體に依て、其最上の能率を發揮するのであるから、武器の戦争に於けるが如く、産業の戦争も亦、團體活動の優劣に依つて、勝敗自から定まるのである、企業組織の最も重要な所以茲に在る、然るに我國の大企業家と稱する者は、一は孤立主義に依て成功した祖先の業を繼いだものであり、他は本人一代の成功なるも、矢張孤立主義で優勝者となつたのであるから、何れも新組織を喜ばぬ、少くとも趣味を感じることが乏しい、一流の企業家が夫れであるから、惹いて一般も亦其執るところの仕事其ものは、近代的企業であつても、經營の頭腦は依然たのである。

封建時代の舊思想で、世界の大勢に順應する企業組織の理解を缺くものが少くない、尙其上に、不完全なる協定組織などが、時々計畫されて見ても、充分に實行されない中に、破れて終ふ様な、悪い経験が多いため、一般企業家は、組織の不完全より覺醒する前に、提携者相互の道徳觀念を疑ふ様なことになつて、甚だしきは、「我國の國民性が、企業組織に適せず」と見る者などを生ずるに至り、組織改善の努力が益々乏しくなつたのである。

第二 一般人心が、産業の使命に充分の理解を持たざる事

我國には、産業の社會及國家に對する使命を、充分理解せぬ者が少くない、蓋し、産業を蔑視するの思想は、遠く封建時代の遺物であつて、維新改革以來、餘程變つては來たが、政治や社會の権要の位置が、依然として士族階級で占められたことや、文武庶政の改善に忙殺されて、兎角産業政策に手の廻らなかつた等のために、産業に對する舊思想は、未だ全く人心を離れない、此時に當り、偶々歐洲大戰に依て釀成された過激労働者の反資本主義が、漸く我國にも浸入し來つた爲め、産業に對する國民の理解が、益々混亂した傾もある、元來、産業を輕視する國民には、産業上の活動を望むことが出来ない。

い、先般來朝した「ハーバー」博士は、各國民の産業思想を評論し、我國民の思想が近代的、生産競争に不向なることを、婉曲に批判した。國民の此思想は、又直ちに政治の方面に反映して、政府や議會が、經濟政策を立つる上に於て、幾多の障害を釀すことは當然である。舊思想にも歡迎される、教育政策や、新思想に迎合する社會政策等は、均衡以上に計畫されても、新舊兩思想が共に多くの同情を持たざる、產業政策は、自然に等閑に附せらるゝこととなる。要するに、產業の負擔となる政策のみが、續々實行されて、產業の負擔力を増すべき政策は、其儘に置かるゝと云ふ矛盾の状態を現出するに至るは亦已むを得ざることである。今日我國に於て、日々悪化しつゝある世相例之ば、失業者の激増、思想の惡化、不良青年の輩出、訴訟、爭鬭、犯罪、其他事故の增加、地方田園の荒廢、勞働及小作の爭議、都市人口の過剩から来る、住宅の缺乏、地代の暴騰等、甚しく國家の進運を阻止し、國民の生活を脅威する、幾多現象の續出することは、苟も國家を念とする者の、均しく憂慮措く能はざる所であるが、而も其根本の原因を尋ねれば、畢竟深刻なる經濟界の不況、產業の不振に基くものが大部分であることは、識者を俟たずして知るべきである。然るに其病源を置いて、徒らに局所的の對症療法とも云ふ可き、思想の取締、失業の救濟、勞資の協調、借家借地の保護、兒童教育の年限延長等、各種の社會政策

や、教育政策のみを以て、是等世相の改善を謀らんとするも、果して充分の效果あるべきか、若し此等の施設に依る國庫減收の補填として、徒に産業の負擔を増加する如き新稅の設定ともならば、禍を除かんとして、却て禍根を増大するの虞がある。社會政策や教育政策は、今後益振張しなければならぬ事は、云ふまでも無いが、其費用を負擔すると同時に、世相惡化の病源を排除するは、一に産業の力にあることを忘れてはならぬ。昨年一月獨逸産業の過去將來に付き評論を試みし、經濟家「ハインリツヒスバウエル」氏は、獨逸の戰後失望状態に陥りたる結果として發生したる、幾多の問題に對し、政府が、當初産業界の熱誠なる忠言に反き、専ら社會政策を以て、時局を救はんと試みしも、後遂に「經濟の缺陷より生じたる禍害は、唯經濟政策に依て排除するを得るものにして、社會政策の能くする所にあらず」との理解に、一致するに至つた事を稱揚して、復興の前途を祝福したが、果して其言の如く、同國の政治上經濟上の復興は、之に依て著しく順調に向ふこととなつた。之を要するに、國民一般が、産業の社會及國家に對する使命の、如何に重大なるかを、充分に理解せざることは、我國産業發達のため、遺憾に堪へざる所である。

産業の社會的使命を理解せずとは、産業をば獨り資本家の營利事業なりと感する

其事である例之ば産業保護政策を以て、直ちに資本家擁護の政策と認むることである、産業は獨り出資者のみの利害問題にはあらず、之に依て直接間接に衣食する、智識及労働の供給者其他も亦、其事業の榮枯盛衰に依て、生活上重大なる關係を有することとは、言ふ迄も無いことであるが、夫れが充分に理解されないのである。

何れの國にもある事であるが、所謂資本家なるものゝ不都合なる態度が、労働者は元より、一般の反感を買ふことになつて、其結果累々を産業に及したことであらう、假に夫れは一應の道理あることとしても、元來此産業の出資者たるや、世間の所謂資本家許りではない、例之ば農業の大部分は農民の家庭業であつて、此場合農民其ものは出資者でもあるが、其大部分は所謂資本家と申せぬことは勿論である、工業にも家庭工業がある、農商務省大正十年末の統計には、職工五人未満を使用する所謂家庭工業三八〇一八個を算へて居る。

其以上の規模を有する工業は、之を大別すれば、

小工業(職工五人以上五十人未満使用)

四四・七一三個(九〇・五七%) 職工數 五九三・一五七人 (三六%)

中工業(同五十人以上五百人未満使用)

五四・九五九一人 (三四%)

大工業(同五百人以上使用)

四・二九五個(八・七%) 同 五四・九五九一人 (三四%)

合計 四九・三八〇個

職工數一、六三五八一一人

右の内、小工業は殆んど家庭工業に近きものである、中工業以上には、所謂資本家も加擔するのであるが、實際資本家の個人的事業と云ふのは極めて少ない、大多數の工業は小株主の集團である、是等小株主には、労働者もあれば、農民もあり、總ゆる中小產階級を網羅したものであることは、人の知る所である、故に産業は、社會總ゆる階級の榮枯盛衰に關する經濟機關であつて、獨り資本家の事業と速斷するは大なる誤りである。

昔から人の云ふことであるが、稍や大規模の生産企業にあつては、其使用する職工、一人に付、他に直接關接之れに依て衣食するもの五人を生ずと云ふ、是は別に確實な統計から來たことでもあるまいが、兎に角、職工二萬人を使用する一個の八幡製鐵所の存在が、人口十二萬人の八幡市民の全生活を支持するを見ても、實際と大差なきことが察せられる、産業中、工業労働者のみにても、其總數二百萬人と稱せられて居るか

ら、全産業に依て衣食するものゝ總數は、社會の大多數となる、故に産業の有する社會的使命と云ふものは、容易のものではないことを了解すべきである。

産業の國家的使命を解せずとは、夫が國家の富を増進する唯一の道であり、而して其富の力は、總ゆる國家の問題を解決する最後の鍵であることを、充分に留意せぬことである。

目下我國には、經世家の頭を腦ます問題が澤山ある、失業問題、社會問題を始とし、教育の改善、農村の振興、稅制の整理、國防の充實、曰何、曰何、遣度い仕事は山程あるが、何れの場合でも先立つものは金である、其先立ものがないために、總ての方面に行詰りを生じて來た今日の狀態である、即ち金を使はないで、金の必要な問題を解決せんとするのであるから、如何に骨を折つて見た所で、充分に效果の舉がる可き道理がない。

第三 姑息なる物價調節論

近年、物價を下げることを、最も緊要なる當面問題なりとする議論が多い、其目的とする所は、第一、生活の安定を得るがため、第二、生産を廉價にして、貿易上の利益に資せんとするものである、今其第一の目的に付て見れば、是は、物價を引下げて需要者に支

拂ひ易からしめ、之に依て生活の安定を計らんとするのであるから、趣旨は結構であるが、支拂を樂にするために、物價の引下げを急ぐと云ふことは、手段として極めて幼稚なる且姑息のものである。

抑も物價の高低が、個人の生活に關係あるは勿論であるが、夫れ以上生活に大關係を有するものが、當人の支拂能力であることを忘れてはならぬ。譬へば、物價指數が、百分の十か二十も下がれば、夫れこそ、物價論者は、大喜瑞の様に騒ぐのであるが、一面に需用者の懷ろが、百分の廿以上淋びしくなつたら、矢張買ひ悪いのである、國民の懷ろの支拂能力が衰へて來れば、如何なる物價でも買ひ悪い、又之に反して懷ろが良くなれば、驚く様な物價でも、生活の安定に些少の害なくして、済むこともある、今日の物價は、數字の上から見て、明治の初年に比し、十數倍も高いのであるが、若も果して此物價に比例して、我々の生活が脅威さるものであるなら、我々は今日一人も生きていは居られなかつたであらう、然るに矢張生きて居るのは、我々懷ろの支拂能力も、相當に増大したからである、日本許りではない、世界何れの國でも、富が増せば、貨幣の購買力を減じ、従つて物價の上つて來るのは、仕方がない、其歩調に遅速はあつても、歴史上物價は自然に上つて行くのが常道である、富は増したいが、物價は下げたいと云ふ其事

が既に不合理である、何故に物價を下げると言ふ姑息にして而も自屈的な考に許り執着して、積極的に富を増して、懷ろの支拂能力を擴大すべく考へ及ばざるか。而して國民の大多數が、貯銀や俸給や配當や商賣で、金を造る機關は産業の外はない。其産業が衰微したら國民の懷ろが、百分の十や廿は愚か、一日の間に皆無となることも容易である。現に我々は今日の場合、日常の平凡事として其有様を見て居るのである。故に生活安定上から云ふ物價引下策としては、産業の振興を謀ることが根本問題である。

次は第二の目的たる、廉價生産に資せんとする物價調節論である。之も趣旨は結構であるが、然らば何んな手段があるかと云ふに、大體今日物價引下手段として稱へらるゝものは、公設市場や消費組合の増設獎勵とか、暴利取締とか、仲繼業の整理とか、色々あるが、何れも不徹底なる手段と申さなければならぬ。元來、物價の高低を最も有效に支配するものは、需要供給の原則である。即ち生産を進めて供給を豊富ならしむることが、最も徹底的物價引下手段であらねばならぬ。

然るにこんな姑息手段に没頭するばかりか、甚敷は自國産業の蒙るべき影響等は、微塵も顧慮することなく、安くさへあれば、外國の投賣品でも歓迎するのが、今日我國

一般の状態である。是定めて物價論者の満足さる所であろうが、其結果はどうなるか、一時外國から安いものを取り得たとするも、其外國品の廉價と云ふことが、果して永遠に信頼し得べきか、又自國の産業を阻害した結果は如何、自國生産力の有無大小が、其同一種類の外品を輸入するに際し、外國の供給價格に、多大の影響あることを知るものは、此事が却て、將來の輸入價格を騰貴せしむるものなるを疑わぬであろう。昨年開始した川崎造船所の大規模なる薄鋼板製造事業が、輸入薄鋼板の原價をして二、三割の下落をなさしむるに至つた一例を見るも、此品種の生産力を持たざりし過去に在つて、如何に外品に跳梁せられつゝありしかを察するに足る。永遠的の物價下落は、何んとしても永遠的の廉價供給を可能ならしむるの外なく、是が爲には、自國の産業に基盤を置いて供給の安全を計ることが、根本の要義であることを認めねばならぬ。此理由に依て、私は、我國の經濟上、國民の生活上、重要な産業にして、尙幼稚なるものに對しては假令一時の犠牲を拂ふも、充分に之を愛育して、其事業の成長を促進することが、今日稱へらるゝ如き物價引下手段に比して、遙かに有效なる廉價生産策なりと考ふるのである。

然るに、以上述べた如く、從來物價引下に焦慮するの餘り、多少實行された事もある

が、一も良果を認むべきものがないのである、然し之はないのが當然である、根本問題たるべき國家の産業を度外して、徹底的物價引下の出来る筈がないからである。今日の物價論者は、其根本問題を忘れたること、斯くの如くであるが、更に其誤謬を增長して、却つて物價の引下に逆行せんと勉めて居る其最も重大なる逆行論は、如何なる保護關稅にも反対すること、通貨縮少の主張である、前者は一時の物價騰貴を惧れて、永遠の物價下落を阻止せんとするのであり、後者は松方幸次郎氏が其著「進取乎將又退嬰乎」に於て、痛論せられたる通り、我國今日の如き不合理なる通貨の縮少は、徒らに金利を高上し、生産を不廉ないしむるのみで、物價引下に效なく、却て産業を頽廢せしむるものである、松方氏は今日の通貨縮少論を評して「陳腐なる貨幣數量説」とし、之に依て物價調節を計らんとする思想を「子供らしい單純なる考」と云はれたが、私は、保護關稅と聞けば、直ちに物價が上がるとして、反対する如きも如何にも子供らしき考」と云ふの外なきを感じする者である。

濱口藏相が今年三月二日、貴族院豫算委員會に於て、藤山雷太氏、阪谷芳郎男の質問に答へて「物價調節策としては、需用供給兩方面から考察すべきであると思ふ、先づ需用の方面に於ては、公私兩方面に於ける消費の節約、供給の方面に於ては、豊富なる資金を以て大量製產を行ひ、供給を潤澤することである、云々」云はれたが、誠に其通りである、只國民をして、豊富なる資金を投じ、潤澤なる供給を達せしむるには、先づ産業のため、其進路の障害を排除しなければならぬ、而して今日行はれつゝある物價調節論、其のものが、正に其障害の一なることを看過すること出来ぬと思ふ。

第四 陳腐なる自由貿易說

百五十年前英國の經濟學者「アダム・スミス」が稱へた、自由貿易論を、鵜呑みにした説が、純理論に耽る學究や、英書で僅かに經濟學を學んだ學生許りでなく、今日實際政治に關係して居る者の間にも、少くないが、元來、自由貿易は、産業の進歩が他の諸國に比して、絶對的の優越を遂げた前世期上半の、英國の様なものでなくては、政策として容易に實行出来るものではない、當時の英國でも、始めて應用を試みた大藏大臣「ハスキツリン」が、最初豫想した様な、貿易上の利益は、實際半分も上げることが出來なかつた。

要するに一個の純理論で、獨逸人は之を稱して、誤つたる理想論と云ふ、兎も角此説の崇拜者が唱ふる如く、之を以て萬世不易の經濟政策なりとし、何れの時代何れの國

にも其儘應用出来るものと考ふるは、大なる誤りである、そんな考への人は、今日何れの國の政治家にも、餘り多くはない筈であるが、遺憾ながら我國では、猶此學說が屢々、今日の場合最も必要なる産業保護政策を妨げつゝある、或一流の新聞紙の如きは、昔も今も相變らず、何かと云ふと、此學說の様な精神を以て、社説を書いて居る。

「スマス」の議論では、「自國で生産するものよりも、廉價に他國から買得るものならば、自國で生産するのを止めて、他國から買ふべきである、其代り、自國で廉價に生産出来るものを賣つて、是に交換するが良い、高率の關稅によるか、或は絶對的の輸入禁止をすれば、該産業の上に大なる獎勵となり、多大なる勞力と資本を、其産業に向はしむることを得ることは、明かであるが、社會の全資本は定まつたものである、從て其支持し得る産業の分量は、如何なる法律規則を制定しても、増加することは出来ない、故に一部の産業を獎勵しても、唯、自然に放任すれば、他の方面に向ふべき資本を、此特殊の方面に向はしむるに過ぎない、自然に放任すれば、最も有利なる方面に使用さるべき資本を、人爲的に、他國より購入する程廉價に出來ない方面に用ふるは、資本を有利ならざる方面に使用するものなり」と云ふのである。

彼は又、唯二個の取除けをなした、即ち、内國の産業を保護するがため、外國品に對して課稅するを可とすべき場合の一は、「或特殊の産業の國防のために必要な場合である」とした、當時英國が其國防上最も重要な船舶の自給力を増大するため、外國船舶に重稅を課し、或は全く是を禁止するの法律を出したことを、大に稱賛して居る、其二の場合は、「或種の物品に對し、對手國に於て課稅するときは、我も亦同額の關稅を賦課することを妨げず」と云ふのである。

さて斯う云ふ様な純理論を、其儘政策として用ひんとする人々は、何んでも我國で安く出来るもの許り造ることにして、高く付く様な仕事は止めてしまい、外國の安いものを買ふに限る、保護政策は資本を不利なる方面に使用することになるから、不利益になると云ふ處が、其論者も、今日の實際に當つて見れば、定めて失望するであろう、第一我國で、今日世界中の最低價格より、尚ほ安く出来る品物が、幾何あるか、安く出来ないからと云つて、其有様に放任して置いて、外國のものを何んでも買つて行くといふ事であれば、我國の資本は、唯消盡さるゝ許りで、經濟は忽ち行詰つて、仕舞ふ、今日眼前の状態が、明かに是を證明して居る、又、自然に放任しても、他に資本を有利に運用し得る様な産業が、其處らにござり、して居る位なら、誠に結構であるが、そんなものがいいから困るのである。

此事情は獨り我國に限つたことでは無い、何れの國でも多少は免ることが出来ない、元來今日の様な激烈なる國際經濟戰爭の場裡に於ては、敵は萬國であり、對手は其最低價格である、此内には破産國の投賣價格も含まれて居る、殊に電信の便に頼り、二日か三日の間にも世界中を探して、其最低市價を見出すことが容易であるから、徹底的に此やうな理想を實行せんとすれば、英國でも米國でも輸入の増加は大變の事になるであらう、歐州大陸鐵鋼材の市價、米國の夫れに比して、六割に過ぎざる、現今の様を見ても、想像することが出来る、是各國が國家の背景を以て、自國産業の擁護を駕めつゝある所以である、而して此政策は今日許りではない、古今を通じ各國とも優勢なる産業競争者に直面したる場合に於て、皆其軌を一にする所である。

元來産業は成長するものである、其幼少の時代に於て不利なる使用に供せらるべき資本も、遂には有利なる資本に轉化し得らるべき性質のものである、故に將來有利に轉化し得べき産業に對し適當なる人爲の處置を取ることは、國家經濟上寧ろ必要のことであつて、之が爲めに一時の犠牲を拂ふことも、素より當然のことである、又「アダム・スミス」は、國防用品は別物だと云ふて、船舶を除外したが、當時の英國では左様であつたらうが、今日の戰爭に於ては、英國と雖も、決して船許りが國防重要品ではない、

何れの國でも同じことだが、總ゆる産業の總動員を必要とする的のもので、就中、鐵鋼材、機械、及化學工業品等は、最も重要な軍需品となつたのである。

又次の取除け即ち、對手國で課稅する物品に對し我も亦同額を課稅するを妨げぬ」と云ふことは、今日の外國貿易に於て其物品に對する競爭力の、相伯仲する場合の外、實際殆んど無意味のことである、先方で不足なるか、或は高價であるがために、此方へ買ひに來るのである、其物品に對して、彼こそは其産業の保護のため、又は國庫收入のため、相當高率の輸入稅を課するであらうが、其彼の輸入稅と同額の輸入稅を賦課すること、例へば外國の生絲輸入稅と同様のものを、我國で賦課して見た所で、輸入がないから、收入にもならず保護にもならぬ。

要するに、資本利用が大事か、生産力培養が大切か、「アダム・スミス」が是か「フリードリッヒ・リスト」が否か、此場合理論の研究の暇はないが、實際問題として、「スミス」が何程か英國を利したことありとすれば、「リスト」は更に大に獨米を利したこと、認めねばならぬ、夫れは何れにせよ、政治は理論ではない實行である、實行に適せざる理論は、政策を論する場合に何等の價值もない、私は今日世界の富強國が賦課して居る關稅の程度を比較して見ることが、所謂自由貿易富國論の實際の價值を知る、好箇の準尺で

あらうと思ふ、故に此場合次の表を示すことにする、此表を玩味するときは、近代の世界に於て、産業の進歩國富の増進最も著しかりし國家は、皮肉にも、概して自由貿易に遠ざかりつゝあると同時に、最も自由貿易に近き我國が、最も謙遜なる産業國富の所有者なることが立證されるのである。

日	本	國庫歲入總金額		對輸 シ入 關稅 收入	備 考
		對 外 歲 入	關 稅 收入		
英 吉 利	一七、〇%	四、八%	一九一三年		
北 米 合 衆 國	四三、一%	一七、六%	同		
獨 逸	四二、二%	七、八%	同		
佛 蘭 西	一三、七%	八、五%	同		
伊 太 利	一四、五%	九、八%	同		
加 奈 太	六五、六%	一七、三%	同		
以上平均	三二、七%	一〇、九%	同		
	四、八%	五、五%	大正十年		

第五 産業經營上の苦痛、主として其環境の

缺陷に在ることが理解せられざる事

我國の産業經營上、何人と雖も、今日最も苦痛とする所の點は、多く其環境の缺陷に在るのである。然るに世間には之を理解せぬ者が多い、其結果、今日の産業政策を論じたものに、事情に徹底したものが少ないのである。

例之ば、製鐵鋼業の保護政策を論ずる場合等に於ても、唯徒らに救濟を計るものゝ如く思ふることが夫れである。元來今日の製鐵鋼業には、其生產費の主要なる部分が、石炭、運賃及金利である。然して是等が、諸外國に比して非常に高價なることは、外品との競争上、我製鐵鋼業の最も苦痛とする所である。然るに是等を安くすると云ふことは、製鐵鋼業自身に於て、如何ともする能はざる所のものである。其他一般の産業と雖も、殆んど皆、是に類して居る。故に若し國家が、其産業の發達を以て國家の利益なりと認むる以上、如其産業自界の缺陷に非らずして、他界環境の缺陷に屬するものは、國家も亦之が排除に盡力し、其産業の發達を誘致することが、即ち國家當然の任務である。唯然し、一般環境に亘る大きな缺陷を、迅速に且つ徹底的に排除することは、何れの

國、何れの政治家でも容易のことではないから、已むを得ず、適當の期間、之を補償緩和して、産業の振興に資するため、國家が他に何等かの政策を立てることになるのである。而して其多くの場合は、比較的迅速に行ひ易き、關稅政策等になるのである。國家が斯う云ふ場合に執る政策に對して、昔し自由貿易論者の付けた、保護政策と云ふ名稱を其儘用ふる丈けのことであるが、實は、國家が自己の利益を擁護するための、必要な主动的自衛策である。如此政策に對しても、世論往々産業に對する恩惠的救濟を施すものゝ、如く考ふるは、即ち事情に理解なき結果である。

今此場合に於て、環境の缺陷が、如何に我産業を苦しめつゝあるかを、製鐵鋼業の例を以て示さん。銑鐵一噸の生費に二噸、鋼材一噸に三噸餘を要する石炭が、米國では一噸五圓、獨逸では七圓、英國では八圓なる場合、我國關東關西の諸工場は十六圓、九州北海道の石炭地方に接近する工場と雖も、十二三圓なるが故に、製品たる銑鐵一噸の價格五十圓、鋼材の百圓に對照すれば、此内外の石炭費の相違に依り、我鐵鋼の生産費は、外國に比して、如何に大いなるハンチキヤツプを持たねばならぬかを知るべきである。又金利は、獨逸では今は七分と稱せられ、米國は五分、英國に至つては四分五厘乃至五分なれば、何程か資金を吸收することが出来るゝ云ふに反し、我國では一割

の金利を拂ふも、尙相當多額の資金を得ることは困難である。運搬費に至つては、我國の高價なること、世界無比とも稱すべく、殊に海陸小距離運賃に甚だしく、米國より太平洋を横断して、横濱に至る迄の運賃より、横濱東京間の運賃の方が高いと云ふが如き、言語同斷の話もある。先般「ハーバー」博士は、日本の現状を見て直覺したる、觀察談をなしたが、(一)地震火災の如き災害の多きこと、(二)基礎工業たる製鐵鋼業の振はざることの外に、(三)運賃の高價なること、を以て日本の産業立國を呪詛する三惡魔なりと指摘された。要するに、多量の燃料、多額の資金を必要とし、多額の貨物を、間断なく搬入搬出しなければならぬ、所謂大企業にあつては、絞上の如く、最も恵まれざる環境の裡に在ることが、外國との競争上、最も苦痛とする所である。此事情を了解することなくして、徹底的対策の立つべき筈がない。

私は右の如く、例を製鐵鋼業に取つた序を以て、從來我國一流の新聞紙上に散見した、鐵に關する議論の二三に就て、一言を添へて置かねばならぬ、即ち

時事新報 大正九年二月二十七日〔製鐵保護論〕
同 大正十四年五月二十一日〔關稅一般改正〕
○大阪朝日新聞 大正九年九月二十五日〔謬れる自給自足策〕

東京朝日新聞 大正十三年十二月二十四日「國策としての鐵問題」

東京日々新聞 大正十三年十二月十九日「製鐵合同と關稅增徵」

報知新聞 大正九年十月二十日「自給自足と製鐵問題」

等である、今私は、一々是等の議論に付て、詳細に涉るの暇なきを遺憾とするのであるが、總括的に一言すれば、是等の議論は、其前提に於て、私の見る所と非常の相違あるがため、其結論に於ても亦、相距ることの遠きを憾むものである、今是等議論の要旨を約載すれば

一、近來政府若くは民間識者の間に提唱せられたる、製鐵事業振興策を以て、戰時好況時代に於て、慢然として計畫せられたる斯業が、戰後の不況によつて、苦境に陥りたるに依り、之を救濟せんがための、處置なりとする。

二、保護關稅は、物價を永遠に騰貴せしむるものにして、國民生活の安定を妨げ、且つ廉價生産を害するものなりとする。

三、保護政策が主要なる目的の一とする、自給自足と云ふことは、天惠の乏しき我國に於て、原料の關係上、不可能なりとする。

四、保護政策は國交上より不可能なりとする。

五、原料其他の關係上、外國品と競爭出來ぬ產業は、之を保護すること不利益なり、寧ろ、廉價の外國品を購入するに如かずとする。

是等の議論は、慥かに、我國人の間に存在する意見の一部を、代表するものであるが、今日の世界觀に於て、其思想が如何にも古いことを認めざるを得ない、殊に實際の事情に迂遠なること、保護關稅の性質を理解せざること、自給自足主義を曲解すること、自由貿易論の價值を過信すること、人智による自然征伏の可能を認めざること、外交の困難を過大視すること等が夫れである、今若し、是等の議論を、其通り政策としたならば、我國は勿論、何れの國家と雖も、產業の發達を見ることは出来なかつたであらう、又將來も出來ないであらう、戰後各國が、其經濟の回復、社會の整理のために、汲々として行ひつゝある政策は、何んであるか、元來之に類したる議論は、何れの國家、何れの時代にも、常に積極政策に免かれざる、反對論ではあるが、大體は千八百七十八年に終る六、七年の間、獨逸議會を賑はしたことによつて、先づ一段落となり、爾來五十年間、世界各國は、史蹟經驗の實物教訓に鑑みて、理想よりは實際を主とする、政治を取ることになつたのである、唯困つたことは、事實を誤解した前提である、一流の新聞紙でも亦選良を集めた議會等でも、事實の誤解から、往々にして政策を誤まらんとすることは、

遺憾のことである、我國で、政府が、國家のため産業政策を立つる場合でも、其民業に對する恩惠的救濟を目的とする如く見做すことや、又は民間當業者が、道理ある國家の保護を要求する場合に於ても、政府の恩恵を望む哀訴歎願、このみ了解することは、偏見と云はねばならぬ。今年七月、江東工業會の發會式に臨んで、演説を試みられた加藤首相は「兎角日本人は依頼心が強く、民間事業家でも、何かと云ふと、直ぐ、低利資金を融通して呉れ等と、政府の補助を頼みとする、云々」、云はれたが、實際左様な事實もある。でもあらふ、然し、前申した通り、何の事業でも、事業自界の如何ともすべからざる、他界即ち環境の缺陷が、中々多い今日の我國に於て、激甚なる外國との競争に直面して、活路を開かんとして居る民業であるから、政府に對しても、色々の陳情や、希望が出て來ることであらうが、是等の總てが、決して卑屈なる依頼心から計りではない、爲政者は善く其玉石を識別することが望ましきである。

第六 關稅政策の幼稚なること

明治維新以來多年の間、我國が要望し來つた、條約の改正に伴ひ、明治三十九年乃至四十四年に於て、關稅政策も亦、自主的に行ひ得る様になつた結果、其當時こそは、多少

産業を考慮したる關稅政策と云ふものが、萌を出したのであるが、爾來復た何の見る可きものなきに至つた。

此改正時期に於て、稍有效なる保護を受くるに至つた産業と云ふは、石油、砂糖、麥酒、セメント、紡績、時計、紙、石鹼、硝子、自轉車、鐵道車輛等の事業である、是等の事業は、是に依つて外國の壓迫を排し、多少の發達を遂ぐることを得た、我國の工業らしき工業は、概ね保護政策の結果、今日の發達を遂げたと云はれるのも、是がためである、是は世界各國が他の壓迫の下に、其幼弱産業の育成に成功した常道を、踏襲した迄のことであるが、兎も角、我當時の爲政者に、其功績を認めなければならぬ、然るに此貴重なる經驗も漸次忘却されて、議論のみ多く出る世の中となり、爲政者の勇氣と熱心も、亦昔日の如くならざるに至つた、殊に遺憾なるは、最も重要な鐵、と機械の工業には、今日に至る迄、尙徹底的の政策が、どうしても行はれないことである、即ち鐵は明治三十九年に一旦保護政策の意味で、鋼材に對して三割程度の税率を定めながら、實行されない間に改正されたのである、元來鐵關稅は、明治四十四年七、八月に來る可き、協定税率の満期と共に、新たに實行さるべきものとして、三十九年に國定したのである、當時政府は、既に自ら八幡製鐵所に於て、官業を經營し、他に例の無いやうな、政府自己の實驗より

來た極めて確かな根據を有するものであつたに拘らず、四十四年の實施期になつた時に、輕卒にも之を改正して、主要なる鋼材に對して、百斤六十錢と云ふが如き低率のものとなした、是は當時造船業者の反対運動に依つたものと稱せられて居るが、若しも三十九年制定を其儘に置かれたならば、我國の製鋼事業が、今日の如き苦窮を見るこゝも無く、輸入も亦、早く既に防過し得たることであらう、又機械類は當初保護の意味を以て、二割程度の課稅を定めたが、重量稅にした儘で、打棄てゝ置いたから、其後價格の高い精巧のものが出て來た結果、關稅は之に對して、三分乃至一割にしか、當らないこととなつて、保護の趣意は殆ど無効となつた、鐵、機械共、其後多少關稅の改正をしたのであるが、どうも充分に行かないで今日に至つたのである、こんな状態でぐすくして居る間にも、外國品は遠慮なく這入つて來て、昨十三年は、鐵も機械も、共に相變らず、二億圓以上の輸入となつたのである、此場合私は拙著『帝國の經濟と鐵』の關係に於て述べたところを左に引用することにした。

〔輸入稅は、上げる必要ある場合は充分必要に應する程度に上げる、其代りに必要が減じたならば、其時は又、夫々け下げる事でなくてはならぬ、從來我國では、關稅の上げ下げに過度に要心深い様であつた。容易に上げないで、上げたら最後容易に

下げない。上げ下げが遲緩である結果、同じく上げるにしても、殆んど役に立たない少額を、産業が倒れた後に上げる様になつて、折角の效果の大部分は滅却される。又、下げる餘裕の出來たものにも下げないから、需要者に不満を生ずる事になる。

古來關稅は、保護政策とか、自由貿易とか、矢釜しい議論の渦中に巻込まれて居つたものであるが、元來、此ものは、臨機應變に、最少の手軽に、敏捷に活用さるべき、一の經濟政策ではないかと思ふ。其ときの産業の經濟狀態や、輸入されて來る貨物の價格や、又は國家の財政經濟の都合によつて、上げることもあり、下げることもあります、早くから此主義で、關稅を取扱つて居る様である。

大正十一年八月、英國維納で開かれた、萬國議院總會（世界立憲國二十六ヶ國の議院代表者三百五十人參會）には、「世界各國間に於て、禁止的輸入稅の廢止」並に「食糧品、下級衣類及建築材料、燃料及肥料に對する輸出入稅撤廢の件」が議題となり、委員長「トロイフ」氏（和蘭）の元大藏大臣が、熱心なる原案維持者で、和蘭人らしい、自由貿易の宣傳も出たのであつたが、余は日本の議院團を代表して出席し、第一に意見を發表して、工業生產品は勿論米穀に付ても、國狀として保護關稅の必要あることを斷

然主張した、諾威、獨逸、米合衆國及加奈太等の代表者、相次いで余の議に賛し、保護關稅の撤廢不可能を高唱した。其内で最も注目に値するは、合衆國の代表者、下院議員「バルトン氏」の主張であつた、「關稅は國家の商賣政策である。此議題は、平凡なる一の商賣問題(Business Question)である。關稅は時に、より物に、應じて、或は使ひ或は使はない、道具である。歐洲殊に東歐の新興國が、今日の場合、議題の如き必要を感じたなら、御互の間丈けで、夫れを實行したがよい。我國には常に定まつた自由貿易主義もない、保護貿易主義もない、唯時の事情に應じて、必要なことをやる丈けのことである」と言つた。加奈太の代表議員に至つては、斯かる問題を議決せんとするならば、工業後進國として、産業の保護を以て國民一致の國是とする、我加奈太の代表者は此場合、退場の外はないと言つた、其處で「トロイア」委員長の主張は全敗して遂に其辭任となり、暫時紛擾の後、「バルトン氏」提案に基き、東歐諸國間丈けに制限せらる、決議が出來た仕末であつた。之を以て見ても、米國などは、關稅に對する觀念並に其活用に就て、其要を得たものであると思ふ。

茲に關稅政策と稱するは、云ふ迄も無く、關稅の妙用に依て産業の振興を謀ることである、對手國の壓迫が餘り烈しくなつて、我産業が何ふしても伸びることが困難である。

あると云ふことになれば、關稅の障壁を高くして其發達を助長す可きである、是が即ち保護關稅である、此種關稅の許さる可き産業は、如何なるものなるやと云へば、何人が考へても、(一)其國に於て將來、發達の見込ある事、(二)國防上、若くは經濟上、其發達が國家に有利なる事を要件とすべきである、是要件が充たさるれば夫れで善いのである、然るに時としては、要件の如何に拘らず、保護關稅の設定に對して、常に反対するものがある、其論據としては、(一)物價を高め、從て生活を脅威し、又は他の生産を不廉ならしむる事(第三條參照)、(二)資本の有利なる運用を妨ぐる事(第四條參照)、(三)恩恵的救濟を其産業に加ふるために、當事者の依頼心を增長し、緊張心を遲緩ならしむる事(第五條參照)、(四)資本家の擁護に過ぎざる事(第二條參照)等である、此の如き反対説は、大部分が事情に迂遠なると謬つたる理想論とに基づくものであることは、既に前各條に於て論じた所であるが、尙此處に一言したいことがある、保護關稅は、必ずしも其税率、迄價格を引上げるのが目的ではない、又實際に於て夫れ迄上がるもので無いことである、元來保護關稅は、外品の壓迫に依て生ずる、市價の低落が、自國産業の堪え得ざる場合、又は其場合を豫想して實行さるものであるから、此障壁を設くることに依て、或る程度の市價の回復を見ることは當然であらう、又夫れが無ければ效力が無いもので

ある、然し夫れには程度がある、障壁を高くするのは、譬へば外來の洪水や、狂瀾に備ふる堤防で、之に依て圍まれたる地面が、安全を保證されば夫れで善いので、必ずしも地面の高さを障壁の高さにまで、持來す必要は無いと同様に、關稅に依て保證されたる産業は、關稅の高い程、基礎の安定を強め、從て其發達を速かならしむることは、申す迄も無いことであるが、其發達に伴ひ、多量生産に依る生産費の低下と、供給の充實に依る自然作用との爲めに、物價は自ら落付く處に落付くもので、此場合、關稅は、唯だ非常に備ふる障壁として、其形を存するだけのことである。即ち、關稅を上げたからと云つて、物價が永く、夫れだけ上がるものでないことは、常に經驗されて居る事實である。又一時物價が上がるとしても、其上がるものは無用の現象では無い、其上がるほど大なる程、産業の發達を促し、前云つたやうな、自然作用に依る物價の落付きを速かならしむるのである。而して此落付きたる物價なるものは、必ずしも關稅施行以前に比して、高い處に落付くとは限らない。産業發達の程度如何に依ては、却て低い處に落付くこととなり、最早保護關稅の必要なきに至る場合も、是迄に澤山例がある。假令物價が關稅施行前に比して、幾分高い處に落付くとしても、其産業が基礎の安定を得て、相當の發達を遂ぐると云ふ其事が、國家經濟上及社會上にもたらす所の利益は、是の不利を

償ふて、餘あるを考へねばならぬ、故に物價を高むるの、生活を脅威するのと云ふ一面のみを見た抽象論を止めて、全面に亘つて利害を衡量したものでなくては、正當なる觀察にはならない。

又物價を高むると云ふことを、保護關稅の特色でもあるかのやうに云ふが、凡そ如何なる税でも、苟も國民の負擔となるものである以上、生産費を高め、生活を脅威する事にならぬものは、無い筈である。而も保護關稅の如く、一面に於て直に産業の發達を助成すると云ふ有利なる效果を生ずるものは、他の税の何れにも無い事である。此意味に於て、關稅は、我國の鐵道運賃のやうなものである。國有鐵道が投資に對して、二割以上の利益を擧ぐる、ことほど、左様に運賃の高いことが、我國の物價に非常の關係があり、從て直接間接、生活にも、生産にも、容易ならざる負擔であるとして、從來も議論の喧しいことであるが、一面に於て我國鐵道の發達が、之に依て見らるるものであるとして、我々は我慢して居るのである。

又關稅は、其實質上極めて簡單であつて、徵收事務の簡易なることも、他の諸税に比して比較にもならない位である。從て國家財政上に於ても、手續の複雑な割合に何程の收入にもならないやうな、色々の税種を置くよりも、大に便利であることを見逃す

ことは出來ない、我國が兎角く關稅を避けて、八ヶましい幾多の租稅を實施する間に、自由貿易と云わるゝ英國の如きさへも、國庫歲入の一割七分を關稅の收入に據て居る、又米國は四割三分、獨逸は四割二分、加奈太は六割五分に達して居るのを見ても大槻は想像される、此割合は我國では、大正十一年に四分八厘であつたが、若も佛蘭西の一割二分七厘、伊太利の一割四分五厘と同額とすることになれば、我國の關稅は、一億三四千萬圓の增收となつて、兎角問題となる、地租と營業稅とを合計した程の金額となる、更に又米、獨の如き四割のものとなれば、我國の租稅の全收入を、關稅收入のみを以て支辨する計算となる。

最後に關稅改正に就て、國交を憂慮する議論があるが、私は何の意味か了解に苦しむのである、通商條約内に於て、國家の主權を實行するに何の遠慮がある可きや、世界廣しと雖も、今日我國との通商上に於て、我國から賣つた以上に、買つて呉れる御客様は、支那、佛蘭西及亞爾然丁の外には先づ無いと云つて善い、米國は我國が賣つた以上に我國に賣り込むものであるが、我國の主要產物の大切なる得意であるから、是は別としても、英國は我國の輸出に比し、五倍も輸入し来る、獨逸、白耳義、瑞典、瑞西、諾威等に至つては、碌々我國のものを買ひもせずして、年々巨額のものを賣込んで許り来るの

である、我國人の入國さへも、容易に許さない濠洲や喜望峰殖民地でも、貿易上から云へば、彼等に取て、我國の方が、相當の御客様である、我國が從來の如く、自國の産業をも深く顧慮せず、極めて寛大なる稅率を以て、諸外國の輸入を歡迎する結果、殆ど世界萬國に對して、我國は大顧客である、其狀態を永久に繼續したら、對手國に取ては、御都合の善いことであらうが、然し御得意様であるからと云つて、政治問題や外交問題の上に於て、特別の讓歩をなして呉れる國は、容易にはあるまいと思ふ。

之を要するに、產業の上からも、財政の上からも、我國に取つて最も重要な輸入關稅と云ふものが、保護か、收入か、手數料か、目的の分らないやうな定率の上に置かれて、大切な今日の場合を空過しつつあると云ふことは、如何にしても關稅政策の幼稚なることを認めねばならぬ。

第七 不當廉賣防止の緩慢なること

不當廉賣品の輸入取締も、我國では等閑に附せられて居る、大正九年の第四十三議會で、法律となつた、關稅定率法第五條の二は、不當廉賣品の輸入、又は輸入品の不當廉賣に依り、本邦に於ける重要產業が其害を蒙る虞あるときは、勅令の定むる所によ

り、不當廉賣審査委員會の審査を経て、當該物品を指定し、之に對し期間を定め、別表に定むる關稅の外、其正當價格と同額以下の關稅を課することを得」と云ふことになつて居つて、明かに國家の產業を、外來の破壞力に對し、擁護するの法律は出來て居るが、此事が少しも實行されて居ない、大正九年以來既に五年を経た今日迄、法文は殆んど忘れられて居る様である。

今不當廉賣品輸入の一例を申せば、戰後盛んに輸入せらるゝ鋼材である、獨逸其他の歐洲諸國が、歐洲大戰の結果、一般の產業も、殆んど破産の狀態に陥り、自國の需要も激減するに至つたが、製鐵鋼業は、經濟復興の第一要素であるのと、失業者の激増を虞るため、事業の休止も斷行することを得ず、必死の勢を以て、互に海外の販路を争ふこととなつた、従つて其價格も、生産費の打算に據らず、自國消費者に對する市場價格より、更に割引して、損失を甘んじて、我國に輸入し來るのである、由來戰前に於ては、米國の鋼材が、我國輸入鋼材の最大量を占めたことから見ても、米國鋼材が、價格に於て一番割安であつた、然るに戰後米國の一般物價指數は、他の諸國に比して、敢て高い方ではない、殊に鋼材の價格の如きは、米國內の一般物價中、一番多く下がつて居ると云はれて居る、其米國の棒鋼一噸の價格、製產地の「ビツツフルグ」で、今日では百〇六圓餘

なるに對し、獨逸等の鋼材は、「アントワープ」港迄持つて來て、六十四圓で賣出して居る、此の如く、米國の六割に過ぎざる價格で、獨逸の製鐵は、引合ふかと云ふと、勿論引合はない、彼の國製鐵業者の昨年中の損失丈けでも、容易でない、と云はれて居る、昨年八月七日發行、米國「アイヨンエージ」紙の報する所によれば、獨逸の生產業者は、鋼材一噸に付三十麻克乃至四十麻克(七弗乃至十弗)の損失を以て、平均の賣出價格として居ることを自白して居る、其事情は、今年三月獨逸議會に於て、獨逸商工大臣のなしたる報告に依ても裏書された、又今年六月四日發行、獨逸鐵鋼協會の機關誌、「スタールアイゼン」は、獨逸「ラインラント」及「ウエストフアリア」兩洲に於ける、各製鋼所の平均生產費が、市價に比して、甚だしき高位に在ることを、詳細なる數字を以て報じた、今其一例を見るも、昨年十一月は生產費が百三十六麻克五四、十二月が、百三十四麻克二六なるに對し、其賣價は、十一月が百十四麻克七八、十二月が百十六麻克三四にして、十一月の損失は二十一麻克七六(我十五圓六錢)、十二月は十七麻克九二(我十圓七十五錢)、而かも此生產費は、工場の實費のみであつて、此上に尙工場の償却費、多額の社會政策費、及戰後著しく高率となつた諸稅を加算するときは、其損失は非常のものとなることを報じた、就中、社會政策費は、製品一噸に付五麻克七〇である、租稅は從業員一人當り、戰前の一年

間二十六麻克○七に對して、八十五麻克三七となつて居る、獨逸は此の如く、生産費を下ること少なからざる價格を以て、其製品を販賣して居るのであるが、殊に注目すべきは、輸出する場合には、其市場價格より、更に大なる値下をなすことである。今年六月十一日發行、「アイヨンエージ」誌は、柏林五月十九日發の通信として、獨逸の製鐵鋼業者が、其製品を内地消費者に供給するよりも、著しき安値を以て、輸出するがため、鐵鋼を使用する、獨逸國內の他の加工業者は、之を以て、他國の加工業者を利し、自國產加工品の輸出を妨ぐるものとし、製鐵鋼業者と交渉を重ねて、輸出せらるゝ加工品に使用する鐵鋼材丈けは、輸出鐵鋼と同様の割引をなすこと、に承諾されたが、他の一般需用に對しては、今日以上には引下げられなかつた、是は輸出品を廉價ならしむる上に於て止むを得ずとされたことを報じて居る。又本年七月二日の同誌は、獨逸に於ける輸出、鋼材の市價下た値賣を、各種の鋼材に付て詳報した、是より計算するときは、棒鋼に於て一割六分餘、形鋼に於て一割九分、帶鋼一割二分餘、厚板鋼六分の値下げとなつて居る。以上の如き、獨逸の自暴自棄的廉賣は、前に述べた國內の事情に發端し、其競爭國たる白耳義及佛蘭西の爲替下落により、一層其刺激を受けたる結果であつて、元より獨逸自身として、喜んで之を爲すにあらず、先に計畫せられたる、是等隣國との國際的

販賣組織の速かに成立せんことを、希望して居る様であるも、政治上の状態も未だ改善せぬため、其の儘中止となつて居る姿である。歐洲諸國の内情を察すれば、誠に同情に堪へざる次第ではあるが、兎も角彼等が互に投賣を競ふの結果、其輸入品を引受け、第三國の産業の迷惑は、容易ならぬものである。流石の英米兩國の如きも、遂に自衛上、何等かの處置を取らざる能はざるに至つたのである。即ち今年五月十四日發行、「英國アイヨンエージ」誌の報ずる所に依れば、近來、獨逸、白耳義等の中歐諸國より、米國へ輸入せらるゝ鋼材は、米國の東海岸及南海岸の諸港到着賣價に於て、米國の其地、市價一噸六十弗なるに對し、三十四弗にして、米國市價より二十六弗安價なるのみならず、此三十四弗の輸入價格は、米國諸製鐵所の平均生産實費より、尙安値なる驚くべき廉價にして、米國製鋼業者は、茲に決然たる對抗策を講ずるの外なきを覺り運動を開始するに至つた。即ち、千八百二十一年制定の「ダンビング防止法」を應用するか、又は大統領の職權に依る關稅の臨時引上を、政府に迫るべく勉めて居ると云ふことである。元拂つた上にも、尙米國製品より安いことが判明したる場合には、大統領に其外國輸入品關稅率を規定より更に其五割迄引上ぐる權能を有せしめ、若し之に依て、尙米國製

品の保護の目的が、充分に達せられぬ場合には、大統領をして、米國の卸賣價格を標準として税率を定め、其五割迄引上げる權能を有せしむ」ことを指したものと思ふ。

又七月初めの日刊工業新聞「大阪」は、紐育特信として、有名な英國の鋼業家で、同時に「タルホット」傾斜爐の發明家なる、「ベンジヤミン・タルホット」氏が、米國に於て發表した、最近の英國製鋼業の事情を傳へた。氏の云ふ所に依れば、「大多數の英國鋼鐵製造家の一致せる意見は、英國製鋼業に對する唯一の救濟策は、保護關稅の實施にあるのみ、故に廉價なる歐洲大陸の鋼業に對して、保護關稅の障壁を設けて、自國工業を保護せんとする關稅案の要求書を、立案しつゝあり」と云ふ。又氏は「大陸の製鋼業者が、英國に向つて輸入し来る價格は、英國同業の能く對抗し得ざる所にして、何等かの手段により此現狀を改善せざれば、英國の製鋼業は漸次滅亡する疑がある」と。

斯う云ふ事情の下に、彼等が日本に持つて來る鋼材の價格は、其製產費に適當の利益を見込んだ、正當なる價格ではない。且つ、自國の市場價格より、故に割引したるものである。此品物が輸入されても、我國の正當なる產業が、何等の害を受けなければ問題にはならないが、此廉賣品の輸入のために、今日我國の製鋼事業は、日一日と破産の状態に陥つて居るのである。若し戰前の如くに、米國よりの輸入品が、我市場價格の標準

であるならば、今日の我國製鋼業は、立派に成立して行けるのである。現に今日我國の佈鋼一噸の製產費は、百廿圓内外なるに對し、米國からの輸入品は日本到着渡約百二十圓、之に對して歐洲から來るものは、八十餘圓である。此場合保護となるべきは關稅であるが、我國鋼材の關稅は、從價稅の一割五分であるから、此安物に對しては、僅かに十二三圓であつて、逆も效力がない。關稅問題は暫く置いて、此不當廉賣を如何にするべきや、である。此我國の法律は、濠洲の工業保護條例や、米國其他の投賣防止に關する法律の様に、不當廉賣と云ふ意味が、明細に規定されては居ないが、元來此法律の權威ある英翻文にも、不合理的廉賣品（Unreasonably Cheap Articles）とある通り、正當なる產業の存立を危ふする損失販賣、若くは、自國の市價と差別的に、故に特別廉價を以て、通商對手國の產業を破壊する程度の放賣を指すものと認めざるを得ない處で、歐洲に於ける今日の鋼材市價なるものは、彼等自ら、產業の永續を許さざる（Unreasonable Price）なりと稱する所である。況んや此輸出價格は、更に一段の下値にあるもので、其不合理的なる價格なることは、彼等自らも亦之を承認せざるを得ないであろう。又第二段たる輸入品の不當廉賣に至つては、事國内に屬し、實證更に明らかなるものがあるであらふ。然るに是等違反の疑ある行為も、何等の處分を受けて居ない審査會豫算さへも、

削られて居ると云ふのは、了解に苦しむ次第である。

五二

第八 國產獎勵の不徹底なること

國產獎勵政策も亦、徹底して居ない。國產展覽會とか、商品陳列所とか、比較的小さいことでは、相當盡力されて居るが、大きなことで缺けて居る。今日我國の輸入超過は、年々五億六億と云ふ巨額になつて來た。此國庫經常歲入の五割にも、相當する様なものを使、年々外國へ支拂つて居るのであるが、若しも此中より、國產で忍び得る限り、國產を用ゆるこすれば、我國の產業發達に非常の助となるは勿論、國民一般の經濟も亦、餘程の好影響を受くることであらう。

元來、日本で出來ないから、己むを得ず外國から買ふのであるのかと云ふと、勿論それもあるが、夫れよりか、外國品の方が多少安いと云ふのと、良いと云ふのである。假令實際良く無くとも、外國品崇拜心から、良いと盲認するのも少くない。現に日本で生産されたものであり乍ら、舶來品なりと稱して、賣行をよくすることは、奸商の常套手段である。甚しきは、著名的外國製造會社に、商標代價を支拂つて、我國の生産品に貼用するものさへある。兎も角此、多少「安い」と云ふことと「良い」と云ふことと、良くなくとも良

かろうと思ふ「崇拜心」が、輸入促進の最大原因である。元來、我國の生産品が、價格と品質との點に於て、尙外國に劣るものあるは、遺憾ながら否定することは出來ないが、唯然しながら、此價格と云ひ、品質と云ひ、我國に於て生産せしめてこそ、段々と改善されて行くのであるが、今日我國の需要者の態度を見るに、同じ品質で、同じ價格なら、始めから躊躇なく外國へ註文してしまひ、我國産で甘んずると云ふのは、寧ろ特志家である。多くの場合に於ては、幾分安いとか、品質が良いとか、納期が早いとか、云ふ點がなければ、喜んでは國產を使はない。又彼等が需要品の一部を、内國の生産者に註文する場合でも、生産し易いもので、一纏めになつて居る、大量の分は、外國へ註文し、不揃で造り難い少數の半端物だけ、國內生産者へ註文すると云ふのである。元來が熟練と多量製造とで、始めて進歩する産業である。から、斯う云ふ待遇を受けては、品物も安く出来やうがない、良くもならない、其處で、安くない、良くない、がら國產を買はないで、外國へ註文する云ふのであつては、所謂循環論理で、何時まで経つても、同じことである。何ちらも辛抱するのは困難であろう。唯政府は、國家大局の利害から見て、一時少し高いとか、少し悪いとか云ふことを忍んで、國で生産せしめて、國の産業を獎勵する立場

に在る、故に假令不便でも、國產を使用するを以て、政府の責任としたことは、古今、各國其例に乏しくないが、今一二の近き例を示せば、伊太利政府では、鐵道用品は内國製品より、百分の五以上安くなければ、外國品を購入しない、英國では、政府の使用するものは必ず内國品たるべく、已むなく外國品を用ふる場合ありとするも、必ず一度は、英國に於て加工されたものでなくてはならぬとし、國民の租税によりて支辨さるゝ政府の購入費は、内國製品購買によりて再び國民に返戻すべきは、當然のことなりと説明し、内國産業保護及失業防止に努めて居るそうである、濠洲では嚴重なる工業保護條例を定め、低廉なる外國品を排斥するため、税關に大なる權限を與へ、殊に内國生産者が競争出来ざる價格を以て、輸入さるものは原因の如何を問はず、不當廉賣品として、輸入禁止の措置を執らしむる、又東洋や南洋の英佛其他屬領地に於ては、値段の如何に拘はらず、本國製品を使用するを原則として居るのである、此意味を以て、我政府も、國產獎勵を實行仕様とすれば、多少は出來ることになつて居る、大正十一年勅令第一號、會計規則の第一百十四條第一項十九「産業、又は拓殖事業の保護、獎勵のため、之に必要な物件の賣拂、若くは貸付をなすとき、又は生産業者より直接に、其生産、若くは製造に拘る物品の買入をなすとき(隨意契約によることを得)」の規定もあり、又廣い意味

で當局者が大觀すれば、會計法大正十年法律第四十二號第三十一條第二項「國務大臣前項の方法により公入札契約をなすを不利と認むる場合に於ては、指名競争に附し又は隨意契約によることを得、云々」を適用できるのではないかと思ふ、故に政府の豫算が、どうしても許さなければ已むを得ないが、豫算内で出來る事なら、今日の様に、一々外國品を競争に入れて、國產品を壓迫することは、止めたら良かろうと思ふ、尤も政府の上官は、法律の趣旨を良く了解して居ても、何分にも屬僚政治に流れ易いのであるから、自己の立場にのみ囚はれ易い技僚等は、價は高くとも、外國品を用ふるを安心なりとして之を撰び、又技倆を誇らんとする所謂敏腕の購買掛等になる、假令内國品を用ふる場合にも、商賣人以上の掛引を以て、外國品の競争を利用し、飽迄内國品の價格を壓迫して得意然である、又海外に於ける我政府事業の代表とも云ふべき、滿鐵會社なども、價格のみを標準として、外國品使用に偏することが、支那人に對して、日本品輕蔑の、如何に有力なる宣傳たるかを、一向氣に留めないやうである、元來、我國に於て、年々二十何億圓に達する輸入の其大半は、二三小數の大商店の手を以てなさるゝ事實を見て、是等商店の、營業とは云へ、私利のために、自國産業の破壊をも省みざる、非愛國的行爲なりとして、憤慨する者もあるが、兎に角、外國品註文者の筆頭は何んとして

も政府であるから、此點に付ては、政府自らも大に覺醒しなければならない、現政府は殊に此點に注意を向けられ、大藏大臣は各省の外國品使用統計を作らせて居るゝ云ふから、何れ適當の對策を樹てらるることであろうが、我々は、我政府が多少の辛抱をするれば、日本品で間に合ふものを、年々何れ丈け外國から取つて居るかを、最も多くの興味を以て聞かんとするものである。

此機會に於て是非申して置き度いことがある、夫れは、國產獎勵と云ふことは、政府ばかりでなく、國民一般も亦其心掛けを持たねばならぬと言ふことである。

何れの國に於ても例はあるが、千八百七十六年、米國で初めて、世界工業博覽會を「アイラテルフィア」に開いた時、審判官「プロフェツリル・ルーロー」は、獨逸よりの出品に對し、Billig und Schlecht[廉價にして而して粗惡]と云ふ審判を下した、之に憤慨した獨逸國民は、政府をして、徹底的の産業保護政策を取らしむると同時に、國民一般も亦之に響應して大活動をなし、十年後に於ては、全く狀態を一變し、世界市場に進撃する様になつた、之を見て驚いた英國人も、議會及政府を動かして、一種の商標條例を作らしめ、英國及其殖民地へ輸入する、總ての外國品は、其產出國を明かにする、標識を付けなければならぬことにした、之は、從來英國人の頭に残つて居る「獨逸品は粗惡なり」と云ふ觀念を利用し、獨逸製(Made in Germany)と云ふ札を附けさせすことによつて、賣行を妨げんとしたのである處が案外にも、獨逸品の品質の良くなつたことを、今迄英國品だと思つて居た日用品の大部分が、獨逸から来て居つたことを發見して、更に驚いたのである其處で、英國人も、今となつては、最早唯一般國民の愛國心に訴ふるの外なきになつたので、自ら、自國製品例之ばマツチの箱にも「英國製」と云ふことを記入したのである、尙英人の自國製品愛用の適切なる一例を示せば、今年七月四日の「國民新聞」に驗はれた左の記事である。

不利を省みず自國造船所で英國冷藏船建造

一萬二、四千噸級八隻

竣工の上は南米就航

久しく不況と大陸諸國との競争に悩まされて居た、英國造船界は、依然勞銀高と、材料高のために、船主も、採算上外國造船所へ、註文することを餘儀なくされて居る、豫て内外に冷藏船八隻の、建造註文引受募集中なりし青星社は、突如有利な獨逸造船註文を廢して、自國造船所に引受けしめたと云ふことで、其條件並に引受價格等に付ては、詳らかな發表はなきも、大體註文船は、冷藏汽船、一萬二千噸乃至一萬四千噸級八隻で、竣工後は南米航路に配給する筈であり、代價は八隻二百萬磅の豫定

なるも、恐らくは二百七十萬磅を下らざるべき見込で、獨逸と英國との最低引受見積代價の間には、一隻二萬磅の開きあつたに拘はらず、會社は此註文を、強て自國造船所に引受けしめ、莫大の損失を忍んだのは愛國的英斷に出でたものである。云々。

其他何れの國でも、政府は元より、國民一般も、愛國的精神を以て、國產品の愛用を勉めて居るが、獨り我國では、國人自ら、國產品に對して、日本製とか、和製とか云つて、是に「廉價にして而して粗惡」と云ふ屈辱的の意味を附加し、是を使用する事を、嫌ふ様な風があるのは、實に慨嘆に堪へない次第である。此弊風は如何にしても改めなければならぬ。

第九 輸入調節の不便なること

我國が、歐米の工業先進國に對し、自國産業擁護のため、輸入調節を斷行なし能はざるは遺憾である。昨年初めて獨逸の染料に對して、此調節法を行つたが、他の先進國に對しては、通商條約上之が出來ない事に解釋されて居る様である。抑も一國內に於て或物品に對し、需要供給が平衡を保つて居る時、若くは一時供給不足なりとするも、國

内産業の獎勵宜きを得れば、容易に自給し得るに拘はらず、外國より無暗に同種品が輸入されることとなれば、直ちに市價の暴落となり、従つて、國の生産は打撃を受け、輸入者も亦損害を受けるのである。

今之を實例に徵すれば、戰爭終末期以來、今日に至る迄、之が爲め我製鐵鋼業の如きは、非常の損害を受け、輸入者自らも亦、少からざる破綻者を出すに至つた。

元來我國の輸入業者の大なるものは、歐米各地に、支店若くは取引店を持つて居て、夫れ等をして、總ゆる方面の安値を探らせ、頻々たる電報通信を得て、之を以て内地の鐵商人を漁り廻るのであるから、眼前の安値と見れば、食付くものが隨所に出來て来る、是等内地の鐵商人には、固より、内地の需要、生産の關係如何等を考量すべき、確實なる標準はない、唯、思惑で投機的に、註文を決定するのである。而して其結果はどうである、譬へば彼の東京市の震災後、直ちに發した鐵材大註文が、其精神は是等商人とは違つて、尊重すべきことは言ふ迄もないが、需用供給の推測の誤りから、非常の滯貨を生じ、東京市自身も大損害を受け、内地の工業にも大打撃を與へたことは、人の知る通りである。而して是と同一徑路の事を、鐵商人又は輸入商自らは、年中行事として行つて居るのである。元來此思惑輸入と云ふことは、甘く行つたら大に儲かることがあるふ

が、今日迄通算したら、損となつて居るものゝ方が寧ろ多いであらふ、實際戰後今日迄の鐵鋼輸入事業は宛然賭博の様なもので、此數年の間に破綻したものも少くはない、こんな經驗を幾度か繰返して、尙何時までも止まないのは、一は商賣であるから仕方がないとして、懲りることを知らないと、一は又其時々々に、如何にも食付き度い様な美味の餌を以て漁るのであるから、誘惑に陥るのも無理はない、又神戸の或大商店の輸入部主任が「何故に損ばかりして居る鐵の輸入を、相變らずやるのであるか」と人に問はれて、「止めれば暇になつて、淋しいから仕方がない」との返答をしたと云ふが、こんな事は、我國の輸入業に從事する、大會社大商店等の主任放任主義と主任の專斷とを知るものは、敢て珍らしとも思はぬ所である、斯様に輸入業者が、其商賣に熱中することは止むを得ないとしても、其間微塵も其事が自家の爲めにも冒險的であり、國家に取りても寧ろ非愛國的の結果となることに、考慮仕無いと云ふのは、憚れむべきである、事態此の如しそすれば、最早止むを得ず、政府は國家利害の大局より考へ、少くとも重要産業の製產品に對しては、適當の輸入調節法を定むることが必要となる、然るに茲に困つたことは、今日では、日佛又は日伊通商條約に抵觸するや否やの問題が起ることである、即ち日佛通商條約の第六條は

「兩締盟國は輸入輸出又は通商の禁止又は制限によりて相互の通商を妨げざるべきことを約す」

であるからである、尤も其取除けの個條中には、解釋の仕方に依て、此場合に適用できぬとも限らないものもあるが、兎も角問題とされて居る、佛、伊以外の歐米各先進國との條約には、こんな條項はないが、最惠國として佛、伊兩國に均霑するのであるから、結局我國は、何れの先進工業國に對しても、後進國の最も貴重なる對抗武器たるべき輸入調節法なるものを、實行出來ないことになつてをるものとすれば、誠に不都合のことである。

結論

以上は、私が今日我國に於て、産業の發達を妨げつゝある時弊中、最も主要なりと考ふる所のものである、此外にも尚幾多の時弊を數へ得ぬことはない、例之ば産業界自身が、科學の應用に努力の足らざること、一般世人が利害の比較考量に敏ならず、常に小害を喰々する枝葉論にのみ没頭して、大利を逸するの風あること等が夫れである、併し是等は敢て小なる問題とは云はないが、世間周知の事であるから今は之を略す、

兎に角以上本文に列舉された様な時弊が、矯正されない限り、我國の産業は、速に其面目を一新すること甚だ困難なりと思ふ、是を要するに我國は、明治維新の開國以來、未だ僅かに五十七年に過ぎず、從て我國の近代的産業の出發點は、歐米の夫れに比して、少くとも百年以上後れて居る、從て今日彼等先進國との産業競争に於て、優勝者となるない迄も、甚しい劣敗を來し、國運を危ふくすることのない様にするには、非常の馳足で進まなければならぬ事は明瞭である、此場合、彼等先進國が、今日の大を成すに至つた迄の國家の政策、若くは企業經營の上に於て、長所があれば、我は遠慮なく、之を利用すべきである、其處に後進國の利益がある、世間或は、我國人は模倣力に長たるも、創造力に短なるものなりとの批難もあらうが、私は模倣も結構であると思ふ、唯外國の文化を鵜飼にする盲従的模倣ではなく、比較考量の結果であらねばならぬことは云ふまでも無い、之に反し、創造も又結構であるが、之が爲め馬鹿々々しい難問題や、空理空論の研究に没頭して居ることは、宜ろしくない、兎も角百年も立ち後れて居る我國が、今日の激烈なる、國際經濟戰爭に直面しながら、其間に處して大に國利民福を増進せんとするには、何んとしても、迅速に、實際的の効果を挙げ得る、手段方法を選んで、ごしき断行して行く外はない、歐米の先進産業國が、今日を成すに至つたに

就ては其政治家の當時の活動も容易のものではないが、今二三の顯著なる事實を示せば、十九世紀前の大英國は、歐洲大陸が戰爭に没頭して居る間に、獨り手を廻して、全力を擧げて産業の振興を計つたから、保護關稅の緩和に着手した、千八百二十八年の頃には、何處の國も絶對に競爭出來ない様な、産業狀態であつた、米國は初めから、英國生産品の書入市場であつたが、英國の壓迫に放任しては、如何にしても自國産業の、浮ぶ瀬がないので、遂に奮起した、千八百十二年六月より二ヶ年半を費した英米戰爭は、米國産業の獨立戰爭に外ならない、獨逸は普佛戰爭後に於て、大に覺醒し、千八百七十九年以来、斷乎たる産業保護政策を實行し、拙著「製鐵事業と保護關稅との關係」參照、遂に世界に向つて産業の霸を稱ふるに至つた、「ビスマルク」の勳功、數ある中、此産業政策こそ、最も多く獨逸に貢獻したと云はれて居る、是等の史蹟に鑑みても、一國の産業は、放任主義では、遣つて行かれないことが解る、況んや立ち後れの我國に於てをやである。故に私は、産業に從事する人々が、昔と違つて今日は、殆んど凡ての生産が、外國産業との競争に直面することを自覺され、本文に述べた如き、最高程度の能率増進に努力を怠ることなく、又國家の政治を掌る人々も、今日の産業競争は、個人間の争にあり、何れも國家を背景とし、國家の力に據る、國際經濟戰爭であつて、是迄の様な放任主

義では到底行けるものでない事を了解され、國家、權能、國際關係、とが、許す限りの範圍に於て、凡ゆる愚論、謬説の支障に超逸したる、徹底的産業保護政策を斷行し、我が大和民族をして、此國際的經濟戰爭に於ても亦、能く國家自衛の實力を有するに至らしめんことを希望するものである。

(大正十四年八月十七日)

大正十四年八月廿五日印刷
大正十四年八月三十日發行

【禁轉載】

編纂人 水谷三郎

發行人 東京市麹町區大手町一、工政會

印刷人 津村福章

東京市神田區西小川町二ノ五

國際經濟戰爭を通じて見たる我國
產業の發達を阻害する時弊九ヶ條

(定價五十錢)

發行所 工政會出版部

東京市麹町區大手町一、工政會
電話牛込五一一八、五一三二
振替東京二七七二四番

印刷所 株式一匡印刷所

東京市神田區西小川町二ノ五

工政部要版出會

番四二七七二 京東替振 八二三一五 牛込 電話 一町手大區町麴市京東

月刊 日本工業要録

工政部要録編

工業調査彙報

工務局編

最近の農村電化

佐藤雅著

八田、後藤兩鐵道省局長述

本邦各官公商雜誌、工場等を能ふる限り、土木、建築、船舶、港湾、機械、電氣揚水の使命に、主にその關係官署の權威にて、百戰皆勝の如きに、此に染電一籍社書會

今日の産業戦は適確なる調査研究を基礎とし、主に非ざれば勝利を期し難し。本報は産業問題と農村電化等の各項目に亘り、いかに電力を農事に應用すべきかを教ふる好指針。

金	菊	金	菊
一圓	版	一圓	版
五十錢	全	五十錢	全
	冊		冊

前金	月	前金	月
七圓	一ヶ年	十圓	一ヶ年
(送料共)	十二冊	(送料共)	六冊
	刊		發行

工政部要版出會

番四二七七二 京東替振 八二三一五 牛込 電話 一町手大區町麴市京東

商工省工務局編
海外市場に於ける本邦綿布

織物及莫大小に關する調査

商工省工務局編

商工省商務局編

疲労と労働能率

力織機の研究

遠州織機株式會社
商工省工務局編

商工省嘱託高橋孝太郎著

本邦基本工業の根柢的調査の第一着手として
商工省が數年に亘り全國を通じて綿織物、紡織物、莫大小等の各產地に付生産組織、取引
事情、金融狀況、製品鑑別制度等を最も正確
に調查せるもの。

本邦基本工業の根柢的調査の第一着手として
商工省が數年に亘り全國を通じて綿織物、紡織物、莫大小等の各產地に付生産組織、取引
事情、金融狀況、製品鑑別制度等を最も正確
に調查せるもの。

近	引代書	並上菊
刊	換金市外	製版三三二二
	市内	回五十五
	十六錢	錢

政工會出版部要覽

番四二七七二 京東替振 八二三一五 半込 電話 一町手大區町麴市京東

東京工業試驗所

英學士
英國
白金
電力
冷接點
理學士
結城
口
セレ
の
製法
に就
て
の
硫黃
中
に存
する
電解
的製
造に
就て
る金
屬マ
グネ
シウム
の生
成に
就て
て標
準酸
液

緒言、標準熱電對の定準、デヨンソソーマツセ
ー熱電對の動電力と温度との關係、デヨンソ
ンマツセー熱電對の冷接點の補正等。

送 定 菊 版 四
料 價 四 十 錢
錢 頁

山 村 鋭
正一著
菱苦土礦を原料とす
る金屬マグネシウムよ
り金屬マグネシウムよ
ウムの生成に就て標準酸
液

(一)この報告により鹽素によつて容易に多量
の硫黃を酸化する方法を定め、硫黃中の微量
セレンの定量をなす。
(二)硫酸銅の中性溶液の電解、アルカリの標
準液の調製、結論等。

送 定 菊 版 二
料 價 二 十 五
錢 頁

工學士
飯田秀
松著
平野茂
著
防火塗料の製法に就て
電解的製造に就て標準酸
液

(一)緒言、原料、電解用無水鹽化混合物の製
造、電解装置、析離金屬の捕集、分解電壓、弗
化カルシウムの量、電解溫度と電流能率、電
流密度と電流能率、電流量と收得率、不純物
の影響、實驗結果等。
(二)緒言、原料、實驗装置及操作、酸化マグ
ネシウムと木炭との混合物に鹽素を作用させ
む方法、酸化マグネシウムに一酸化炭素と
鹽素との混合瓦斯を通ずる方法、天然產菱苦
土鑽を原料とする場合、實驗結果等。

送 定 菊 版 一
料 價 六
錢 頁

藤田正一著
染料堅牢度比較試驗成績
染料堅牢度比較試驗成績

染法(綿布染法、絹布染法、毛布染法)、染料
堅牢度比較試驗方法、綿布之部、絹布之部)
試驗成績

送 定 菊 版 九
料 價 七
錢 頁

政工會出版部要覽

番四二七七二 京東替振 八二三一五 半込 電話 一町手大區町麴市京東

東京工業試驗所告報

工學士
芳野守三著
澱粉糊に關する研究
工學士
馬場榮夫著
自働瀘過裝置の考案
工學士
中山岩藏著
土管の強度に就て
工學士
外山修三著
鹽素製糖法に關する研究
魚油に關する研究

緒言、實驗方法、實驗結果(小麥、玉蜀黍、
甘藷、馬鈴薯、米、蕷の澱粉糊實驗結果と結
論)澱粉糊應用に關する考察、總括。
序言、裝置の説明、實際使用上に於ける注意
結論。
試驗の方法、試驗の成績、皮層強度、吸水率
及比重、本邦に於ける土管試驗成績報告に就
いて、土管の標準厚さ。

送 菊 版 三 料 七 錢	送 菊 版 三 料 十 錢	送 菊 版 三 料 一 錢					
七頁(圖表共 五頁)	十 五○	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓	一 圓

終

